

令和7年（2025年）12月1日
総務委員会資料
総務部 総務課

（第108号議案）

株式会社まちづくり中野21の株主総会における議決権の行使について

株式会社まちづくり中野21は、令和7年12月に会社を解散するとともに、別紙のとおり解散に伴う定款変更を行うため、株主総会の開催を予定している。

区は、当該株主総会において賛成の議決権行使する。

株式会社まちづくり中野21定款新旧対照表

変更案	現行
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 (目的) 当会社は、 <u>会社法第2編第9章の定めるところにより清算をすることを目的とする。</u> (削除)	第2条 (目的) 当会社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u> <u>一 不動産の売買・交換・所有</u> <u>二 不動産の管理及び賃貸、不動産賃貸借の斡旋業</u> <u>三 都市開発、都市計画に関する企画、調査及び監理</u> <u>四 駐車場の経営</u> <u>五 貸会場の経営</u> <u>六 ホテルの経営</u> <u>七 スポーツクラブ、スポーツ教室、文化教室の経営</u> <u>八 スポーツ施設、ゲームセンター等の娯楽施設の経営</u> <u>九 会計業務に関するコンサルティング</u> <u>十 公衆浴場の経営</u> <u>十一 興行場の経営</u> <u>十二 前各号に附帯関連する一切の業務</u>
第3条・第4条 (略)	第3条・第4条 (略)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (略)	第5条 (略)
第6条(普通株式、甲種優先株式及びC種優先株式の譲渡制限) 当会社の普通株式、甲種優先株式及びC種優先株式の譲渡または取得については、	第6条(普通株式、甲種優先株式及びC種優先株式の譲渡制限) 当会社の普通株式、甲種優先株式及びC種優先株式の譲渡または取得については、

株主または取得者は、清算人の承認を受けなければならぬ。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、この限りではない。

第7条（甲種優先株式）

1・2 (略)

3 議決権

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項は、株主総会による決議のほか、甲種株主による総会の決議を要する。

一～三 (略)

四 中野区が平成16年8月31日に締結した「中野サンプラザ取得・運営等事業に関する基本協定書」に定める事業契約の締結及びその変更

五・六 (略)

第7条の2（C種優先株式）

(削除)

株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならぬ。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、この限りではない。

第7条（甲種優先株式）

1・2 (略)

3 議決権

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項は、株主総会又は取締役会による決議のほか、甲種株主による総会の決議を要する。

一～三 (略)

四 中野区が平成16年8月31日に締結した「中野サンプラザ取得・運営等事業に関する基本協定書」(以下「基本協定書」といふ。)に定める事業契約の締結及びその変更

五・六 (略)

第7条の2（C種優先株式）

1 優先配当金

(1) 当会社は、毎事業年度、C種優先株式を有する株主（以下「C種株主」といふ。）及びC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」といふ。）に対し、普通株式及び甲種優先株式を有する株主並びにそれらの株式の登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める「C種優先配当基準金額」の剩余金の配当を行う。

「C種優先配当基準金額」とは、配当可能残額の72パーセントに相当する金額を発行済みC種優先株式数で除して得られた金額をいう。

(2) C種株主及びC種登録株式質権者に

1 残余財産の分配

(1) 当会社が、残余財産を分配する場合には、C種優先株式を有する株主（以下「C種株主」という。）及びC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式及び甲種優先株式を有する株主並びにそれらの株式の登録株式質権者に先立ち（但し、甲種優先分配額の分配には先立たない。）、C種優先株式1株につき、以下に定める「C種分配額」を分配する。

「C種分配額」とは、分配残額の72パーセントに相当する金額を発行済みC種優先株式数で除して得られた金額をいう。

(2) (略)

2 議決権

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項は、株主総会による決議のほか、C種株主による総会の決議を要する。

(ア)・(イ) (略)

第8条（株式の取扱）

株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、当会社の定める株式取扱規則による。

第9条（基準日）

当会社は、毎清算事務年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その清算事務年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

対しては、C種優先配当基準金額を超える剩余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

(1) 当会社が、残余財産を分配する場合には、C種株主及びC種登録株式質権者に対し、普通株式及び甲種優先株式を有する株主並びにそれらの株式の登録株式質権者に先立ち（但し、甲種優先分配額の分配には先立たない。）、C種優先株式1株につき、以下に定める「C種分配額」を分配する。

「C種分配額」とは、分配残額の72パーセントに相当する金額を発行済みC種優先株式数で除して得られた金額をいう。

(2) (略)

3 議決権

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項は、株主総会又は取締役会による決議のほか、C種株主による総会の決議を要する。

(ア)・(イ) (略)

第8条（株式の取扱）

株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続き及び手数料等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第9条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

第10条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎清算事務年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

第11条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、清算人がこれを招集する。

（削除）

第12条（議長）

株主総会の議長は、清算人がこれにあたる。

第13条・第14条（略）

第15条（議事録）

株主総会の議事については議事録を作成するものとし、議事録には議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を記載又は記録し、議長及び監査役が記名押印又は電子署名を行い、議事録は10年間本店に備え置くものとする。

第4章 清算人及び監査役

第16条（清算人及び監査役の設置）

当会社は、清算人及び監査役を置く。

第3章 株主総会

第10条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

第11条（招集権者）

1 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役がこれを招集する。

第12条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第13条・第14条（略）

第15条（議事録）

株主総会の議事については議事録を作成するものとし、議事録には議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名押印又は電子署名を行い、議事録は10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、監査役、取締役会及び監査役会

第16条（取締役会ならびに監査役及び監査役会の設置）

当会社は、取締役会、ならびに監査役及び

第16条の2（清算人及び監査役の員数）

当会社の清算人及び監査役は、各々1名とする。

第17条（清算人及び監査役の選任の方法）

当会社の清算人及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議で選任する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

監査役会を置く。

第16条の2（取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役は10名以内とし、監査役は5名以内とする。

第17条（取締役及び監査役の選任の方法）

1 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議で選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第18条（取締役及び監査役の任期）

1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により選任された取締役又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第19条（代表取締役）

1 取締役社長は、当社を代表する。

2 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

第20条（役付取締役）

取締役会の決議により、取締役社長を1名定め、必要に応じて取締役副社長、専務取

(削除)

締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第21条（取締役会及び監査役会の招集）

1 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

4 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役がこれにあたる。

第23条（決議の方法及び決議事項）

1 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって決する。

3 取締役会に付議する事項は、次の通りとする。

一 法令の規定により、取締役会の決議とする事項

二 基本協定書に定める事業契約の締結及びその変更

三 不動産に関する担保権その他の私権

(削除)

(削除)

の設定

四 不動産の買取及び売却

第24条 (取締役会及び監査役会の議事録)

1 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置くものとする。

2 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置くものとする。

第25条 (取締役会規則及び監査役会規則)

1 取締役会に関しては、本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

2 監査役会に関しては、本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(削除)

第5章 計算

第18条 (清算事務年度)

当会社の清算事務年度は、毎年12月17日から翌年の12月16日までとする。

(削除)

(削除)

第5章 計算

第26条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第27条 (剰余金の配当)

当会社の剰余金配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し支払う。

第28条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会

(削除)

社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる。

第29条（剰余金の配当等の除斥期間）

1 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払いの剰余金配当には利息をつけない。

(削除)

第30条（会計監査人の設置及び監査）

1 当会社は、会計監査人を置く。

2 当会社は、会社法第396条第1項の規定により会計監査人の監査を受けるものとする。